

一般社団法人L a F a m i l l e
重度訪問介護従業者養成研修統合課程（通信形式）
学則

（目的）

第1条 重度障害者や医療的ケアを必要とする方々に必要なケアをより安全に提供するため、知識及び技術を行うことができる介護職員の養成を目的とする。

（事業者の名称・所在地）

第2条 本研修は次の事業者が実施する。

- 1 一般社団法人L a F a m i l l e
- 2 東京都大田区池上6丁目22番2号

（実施課程および形式）

第3条 前条の目的を達成するために、重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信形式）（以下研修という。）を実施する。

（研修事業の名称）

第4条 研修名称は次の通りとする。

ファミリー エデュケーション重度訪問介護従業者養成研修統合課程（通信形式）

（年度事業計画及び開催条件）

第5条

- 1 研修事業は別紙「年度事業計画」のとおり実施する。
- 2 最小開催人数は2名とする。
- 3 最小開催人数が集まらなかった場合や定員を超えた場合は、開催日の2週間前にメールで連絡し、次回開催日をご案内する。

（受講対象者）

第6条 受講対象者は、介護業務に従事し、東京都内・近郊に在住の通学可能な方とする。

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 28,820 円（税込み）
- 2 テキスト代 880 円（税込み）
- 3 研修開始の1週間前までに所定口座に振り込む

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

- 1 喀痰吸引等研修テキスト（第三号研修）
- 2 コミュニケーション技術に関する講義. テキスト
- 3 担当講師が必要に応じて教材を作成し配布する

(研修カリキュラム)

第9条 カリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、東京都大田区池上六丁目6番6号 TC第54池上ビル902号室とする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習施設の名称・所在地)

第12条 実習は次の場所で行う。

- 1 メゾン・ド・ファミリーユ（共同生活援助）
- 2 東京都大田区池上6丁目22番2号 メゾン・ド・ファミリーユ1階

(受講手続き及び本人確認)

第13条 受講手続きは次のとおりとする。

- 1 ホームページより申込書をダウンロードし、FAX又はメールにより申込む。
- 2 申込書類の内容に基づき、研修受講の必要性を勘案したうえで、選考をおこなうものとする。
- 3 受講当日に運転免許証・マイナンバーカード・在留資格カードなどで本人確認を行う。

(科目の免除)

第14条 科目の免除は行わない。

(通信形式の実施方法)

第15条 通信形式については、次のとおり実施する。

(1) 学習方法

添削課題を提出期限までに提出することとする。ただし、提出された添削課題について、下記(2)に基づき評価した結果が合格に達しない場合は、合格に達するまで再提出を求める。

(2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて、その研修回において該当科目を担当する講師がA、B、C、Dの評価を行う。評価がC以上の者を合格とする。

評価基準（100点を満点とする）

（A＝90点以上、B＝80～89点、C＝70～79点、D＝70点未満）

（3）個別学習への対応方法

受講生からの質問については、電子メール（アドレス：education.famille@outlook.jp）により受付け、その研修回において該当科目を担当する講師に伝達する。担当講師が作成した回答は、受講生があらかじめ登録した方法により送付する。

（修了の認定）

第16条 修了の認定はカリキュラムを履修し、修了評価試験において100点満点中90点以上のものに対して行う。なお修了試験において90点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

（研修欠席者の扱い）

第17条 理由の如何にかかわらず、遅刻した場合は欠席とする。

（補講の取り扱い）

第18条 修了評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者や、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、1科目5,000円（税抜）を受講者の負担とする。

（受講の取り消し）

第19条 次に該当する者は、受講を取り消すことができ受講料は返金しない。

- 1 申込時に虚偽の申請をおこなった者
- 2 開講までに受講料の入金をしなかった者
- 3 無断で遅刻・早退・欠席をした場合
- 4 研修の秩序を見出し、他の受講生に対し迷惑行為を行った者
- 5 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められた者
- 6 知識・技術が著しく不足しており、研修修了が困難と判断された場合
- 7 受講生自身から受講継続の意思の無いことを申し出た者
- 8 当研修機関が不相当とみなした者
- 9 講師及び実地研修指導者の指示に従わなかった者
- 10 秘密保持契約の違反する行為があったと判明した者
- 11 筆記試験中の不正行為、受験資格に虚偽又は不正の事実があった場合

（修了証明書の交付）

第20条 修了を認定されたものには、当法人において東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱に規定する修了証明書・修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第 21 条 修了者管理については、次により行う。

- 1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- 2 修了証明書の紛失などがあつた場合は、修了者の申し出により再発行を行う。ただし、再発行にかかる受講料については 1,500 円（税抜）を受講者の負担とする。

(研修事業執行担当部署)

第 22 条 本研修事業は、一般社団法人 L a F a m i l l e のファミリーユ エデュケーションの研修事業実施責任者にて執行する。

(その他留意事項)

第 23 条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- 1 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて、苦情及び事故が生じた 場合には迅速に対応する。
苦情対応窓口 電話 03-6410-5443 (担当：恵良又は守谷)
- 2 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- 3 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第 24 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和 6 年 4 月 25 日から施行する。